

令和6年度

# 大田区任期付職員（総務課（不当行為対応担当）・係長級）採用選考案内

◆「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のこと  
で、給与・勤務時間などは他の正規職員と同様の取扱いです。

令和7年1月20日  
大田区

## 1 背景

大田区では、区職員に対して心理的・身体的に大きな負担をかける深刻な問題である行政対象暴力等の不当行為について、迅速かつ安全に対応できる体制の整備を行います。

上記体制の整備を進める総務課の係長として、不当行為に適切に対応するための職員への指導・育成を行うとともに、不当行為への現場対応や各種マニュアル等の策定等の業務を担っていただける職員を募集いたします。

## 2 職務内容、採用予定数等

職務の級	採用 予定数	職務内容
係長級	1名	◆行政対象暴力等の不当行為（区の事務全般に対する強要・暴力行為等）に適切に対応するための、職員への指導・助言・相談業務及び育成 ◆行政対象暴力等の不当行為への現場対応 ◆区における全庁的な不当行為対策マニュアル等の策定及び研修の実施

## 3 任期

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※業務の都合等により、採用日から5年を限度に延長する場合があります。

## 4 受験資格（年齢・性別は問いません。）

以下の①から⑤までの条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 日本国籍を有すること
- ② 警察において警部以上の役職にあった者
- ③ 警察において行政対象暴力等の不当行為への豊富な対応経験（5年以上程度）を有すること
- ④ 警察において指針等の作成・調整業務の経験を有すること
- ⑤ 地方公務員法第16条のいずれにも該当しない人

※⑤については参考をご確認ください。

## 5 選考方法

### (1) 第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	令和7年2月上旬 ◆合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果を通知します。

### (2) 第二次選考

選考方法	口述試験
実施日	令和7年2月6日(木)
場所	大田区役所本庁舎(大田区蒲田5-13-14)
合格発表	令和7年2月中旬 ◆第一次選考・第二次選考の結果を総合的に判断し、合格者を決定します。 ◆合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果を通知します。

※詳細については、第一次選考合格者に個別に通知します。

※最終合格は、特別区人事委員会の承認後となります。

## 6 申込手続

(1) 提出書類(提出書類は一切返却しませんのでご了承ください。)

- ① 受験申込書
- ② 職務経歴書

(2) 申込方法等

所定の提出書類に必要事項を記入し、いずれかの方法で申し込んでください。

申込方法	簡易書留による郵送(※)又は持参
申込期間(共通)	令和7年1月20日(月)から令和7年2月3日(月)まで (郵送の場合は当日消印有効)
持参受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く。)
郵送(持参)先	〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 大田区役所総務部人事課人事担当(大田区役所本庁舎5階)

※簡易書留によらないものの事故に関しては、責任を負いかねます。封筒の表に「大田区任期付職員(総務課(不当行為対応担当)・係長級)採用選考受験申込」と朱書きしてください。

## 7 勤務条件

### (1) 給与

給料は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

【例示】40歳の場合 給料月額 約 354,600 円（年収 約 730 万円）

※実際の給料月額は、職務経験等に基づいて決定されます。（上記の給与モデルは職務経験を大学卒業後 18 年間として計算。）

※給料月額及び年収は、令和 7 年 1 月現在のものです。

※年収には、地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※条例等の規定により、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給される場合があります。

※採用時までには給与改定があった場合は、それによります。

### (2) 勤務日・勤務時間

原則として、月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までで、週 38 時間 45 分勤務です。

### (3) 休暇等

年間 20 日の年次有給休暇のほか慶弔休暇等があります。

### (4) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在就労している方については原則として退職していただきます。

## 参考

### 【地方公務員法第 16 条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

# 大田区役所（本庁舎）案内図



所在地：〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14

交通：JR 京浜東北線／東急池上線／東急多摩川線

東口から徒歩1分

問い合わせ先

大田区総務部人事課人事担当

03-5744-1152